【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十九条の十六の二　に統合

（改正前）

第百七十二条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、内閣総理大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第百七十二条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、内閣総理大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

（改正前）

第百七十二条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七章　仲介

第百七十二条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

（改正前）

第六章　仲介

第百五十七条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第百五十七条　証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

（改正前）

第百五十七条　証券会社のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第百五十七条　証券会社のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

（改正前）

第百五十七条　証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百五十七条　証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

（改正前）

第百五十七条　証券取引委員会は、証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引に関する争について、当事者の申立があつたときは、その争の解決を図るため仲介をしなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六章　仲介

第百五十七条　証券取引委員会は、証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引に関する争について、当事者の申立があつたときは、その争の解決を図るため仲介をしなければならない。